

開 発 許 可 申 請 手 数 料 一 覧 表

平成9年4月1日施行

申請種類	申請内容	手数料(円)	備考
開発行為の許可	<p>◎自己居住用住宅</p> <p>1,000㎡以上 3,000㎡ 6,000㎡ 10,000㎡ 30,000㎡ 60,000㎡ 100,000㎡</p> <p>◎自己業務用(住宅以外)</p> <p>1,000㎡未満 3,000㎡ 6,000㎡ 10,000㎡ 30,000㎡ 60,000㎡ 100,000㎡</p> <p>◎自己業務用(住宅以外)</p> <p>1,000㎡以上 3,000㎡ 6,000㎡ 10,000㎡ 30,000㎡ 60,000㎡ 100,000㎡</p> <p>◎自己用以外</p> <p>1,000㎡未満 3,000㎡ 6,000㎡ 10,000㎡ 30,000㎡ 60,000㎡ 100,000㎡</p>	<p>8,600 22,000 43,000 86,000 130,000 170,000 220,000 300,000</p> <p>13,000 30,000 65,000 120,000 200,000 270,000 340,000 480,000</p> <p>86,000 130,000 190,000 260,000 390,000 510,000 660,000 870,000</p>	<p>都市計画法第29条</p> <p>都市計画法第35条</p> <p>都市計画法第35条の2</p> <p>(ア) 開発行為に関する設計の変更((イ)のみに該当する場 合を除く)については、開発区域の面積((イ)の変更を 伴う場合は変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場 合は縮小後の面積)に応じ、新規許可額の1/10の額 (イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変 更については、新たに編入される開発区域の面積に応 じ、新規許可額と同額 (ウ) その他の変更については10,000円</p>
申請種類	申請内容	手数料	備考
建築物の建築許可	<p>◎市街化調整区域内等における建築物の特例</p> <p>◎予定建築物以外の建築等</p> <p>◎開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等</p> <p>1,000㎡未満 3,000㎡ 6,000㎡ 10,000㎡</p>	<p>46,000</p> <p>26,000</p> <p>6,900 18,000 39,000 69,000 97,000</p>	<p>都市計画法第41条第2項ただし書き(第35条の2第4項を含む)</p> <p>都市計画法第42条第1項ただし書き</p> <p>都市計画法第43条</p>
申請種類	申請内容	手数料	備考
建築物の建築許可	<p>◎開発許可を受けた地位の承継の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己居住用住宅及び自己業務用で1ha未満 自己業務用で1ha以上 自己用以外 <p>◎開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき</p>	<p>1,700</p> <p>2,700 17,000</p> <p>470</p> <p>450</p>	<p>都市計画法第45条</p> <p>都市計画法第47条第5項</p> <p>都市計画法施行規則第60条</p>
申請種類	申請内容	手数料	備考
地位の継承	<p>◎開発許可を受けた地位の承継の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己居住用住宅及び自己業務用で1ha未満 自己業務用で1ha以上 自己用以外 	<p>1,700</p> <p>2,700 17,000</p>	<p>都市計画法第45条</p>
申請種類	申請内容	手数料	備考
開発行為の変更許可	<p>◎変更申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>(ア) 開発行為に関する設計の変更((イ)のみに該当する場 合を除く)については、開発区域の面積((イ)の変更を 伴う場合は変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場 合は縮小後の面積)に応じ、新規許可額の1/10の額 (イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第 30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変 更については、新たに編入される開発区域の面積に応 じ、新規許可額と同額 (ウ) その他の変更については10,000円</p>	<p>870,000</p>	<p>都市計画法第35条の2</p>